

厚生発 0328 第 21 号
令和 6 年 3 月 28 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令の制定について」及び「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」の一部改正について

食品用器具・容器包装の製造管理に関する事項（食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 66 条の 5 関係）の運用については、「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令の制定について」（令和元年 11 月 7 日付け生食発 1107 第 1 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知。以下「令和元年 11 月 7 日通知」という。）により通知しているところです。また、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 57 条第 1 項に基づく営業届出制度の対象となる器具又は容器包装の製造をする営業の運用については、「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」（令和元年 12 月 27 日付け生食発 1227 第 2 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知。以下「令和元年 12 月 27 日通知」という。）により通知しているところです。

令和元年 11 月 7 日通知及び令和元年 12 月 27 日通知については、「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関連通知の改正について」（令和 5 年 12 月 27 日付け健生発 1227 第 3 号厚生労働省健康・生活衛生局長通知）により改正しており、改正後の令和元年 11 月 7 日通知において施行規則第 66 条の 5 第 1 項及び第 2 項の各号における取組内容に関するものを、改正後の令和元年 12 月 27 日通知において営業届出の対象の個別の事例を、それぞれ別途通知することとしているところです。また、食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関しては、「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針（ガイドライン）について」（平成 24 年 4

月 27 日付け食安発 0427 第 2 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知。以下「再生プラスチック指針通知」という。)により通知しているところですが、ポジティブリスト制度が導入されたことを踏まえ、施行規則第 66 条の 5 第 2 項に規定する食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な適正に製造をするための取組において、再生プラスチック材料に関するリスク管理として参考にされたい内容を取りまとめたところです。これら別途通知することとしていた事項等に関し、「器具・容器包装製造者における製造管理のための手引き」について（令和 6 年 3 月 28 日付け健生食基発 0328 第 4 号・健生食監発 0328 第 4 号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長、食品監視安全課長連名通知）、「食品用器具及び容器包装の製造に用いる合成樹脂の原材料としてのリサイクル材料の使用に関する指針」について（令和 6 年 3 月 28 日付け健生食基発 0328 第 7 号・健生食監発 0328 第 7 号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長、食品監視安全課長連名通知）及び「器具又は容器包装を製造する営業の届出について」（令和 6 年 3 月 28 日付け健生食基発 0328 第 10 号・健生食監発 0328 第 10 号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長、食品監視安全課長連名通知）が発出されたことに伴い、令和元年 11 月 7 日通知を別紙 1、令和元年 12 月 27 日通知を別紙 2 のとおりそれぞれ改正しますので、貴管内関係者に対する周知徹底をはじめ、その運用に遺漏なきよう取り計らわれるようお願いいたします。

なお、再生プラスチック指針通知は、本通知をもって廃止します。また、ポジティブリスト制度の導入前に円滑な導入及び運用の前提となるよう策定した「食品用器具及び容器包装の製造等における安全性確保に関する指針（ガイドライン）について」（平成 29 年 7 月 10 日付け生食発 0710 第 14 号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知）についても、本通知をもって廃止します。

別紙 1

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">別添</p> <p>第 1 食品衛生法関係 1～4－8 (略) 5 器具又は容器包装に関する事項 イ (略) ロ 製造管理に関する事項 (施行規則第 66 条の 5 関係) (1) (略) (2) 運用上留意すべき事項 i 施行規則第 66 条の 5 第 1 項及び第 2 項の各号 における取組内容に関することについては、 <u>「器具・容器包装製造者における製造管理のた めの手引き」について</u> (令和 6 年 3 月 28 日付 け健生食基発 0328 第 4 号・健生食監発 0328 第 4 号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査 課長、食品監視安全課長連名通知) を参考にされ たいこと。また、<u>施行規則第 66 条の 5 第 2 項に おける再生プラスチック材料に関することにつ いては、「食品用器具及び容器包装の製造に用 いる合成樹脂の原材料としてのリサイクル材料 の使用に関する指針」について</u> (令和 6 年 3 月 28 日付け健生食基発 0328 第 7 号・健生食監発 0328 第 7 号厚生労働省健康・生活衛生局食品基 準審査課長、食品監視安全課長連名通知) を参考 にされたいこと。 ii・iii (略)</p>	<p style="text-align: right;">別添</p> <p>第 1 食品衛生法関係 1～4－8 (略) 5 器具又は容器包装に関する事項 イ (略) ロ 製造管理に関する事項 (施行規則第 66 条の 5 関係) (1) (略) (2) 運用上留意すべき事項 i 施行規則第 66 条の 5 第 1 項及び第 2 項の各号 における取組内容に関することについては、<u>別 途通知すること。</u> ii・iii (略)</p>

ハ (略) 第2～第4 (略)	ハ (略) 第2～第4 (略)
--------------------	--------------------

別紙 2

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">別添</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 営業届出に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 営業届出制度の運用上の留意点</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 器具又は容器包装（施行令第 1 条に規定する材質の原材料が使用された器具又は容器包装に限る。）の製造をする営業については、営業届出の対象とすること。なお、原材料から製品までのサプライチェーンにおける、当該営業への該非については、<u>「器具又は容器包装を製造する営業の届出について」</u>（令和 6 年 3 月 28 日付け健生食基発 0328 第 10 号・健生食監発 0328 第 10 号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長、食品監視安全課長連名通知）を参考にされたいこと。</p> <p>オ・カ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第 3～第 5 (略)</p>	<p style="text-align: right;">別添</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 営業届出に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 営業届出制度の運用上の留意点</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 器具又は容器包装（施行令第 1 条に規定する材質の原材料が使用された器具又は容器包装に限る。）の製造をする営業については、営業届出の対象とすること。なお、原材料から製品までのサプライチェーンにおける、当該営業への該非については<u>個別の事例を別途通知することとしていること。</u></p> <p>オ・カ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第 3～第 5 (略)</p>